

# 暴追茨城



Vol.61 2011. 3. 10

●発行 公益財団法人 茨城県暴力追放推進センター  
水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎3階  
TEL 029-228-0893



暴力団を壊滅するための3ない運動

- ◎暴力団を恐れない
- ◎暴力団に金を出さない
- ◎暴力団を利用しない



## 暴力団のない明るい 茨城県を目指して

公益財団法人茨城県暴力追放推進センター

理事長 幡谷 祐一

県民の皆様には、日頃から、暴力団排除活動に深いご理解とご協力を賜り、心から御礼を申し上げます。

さて、当センターは、公益法人制度改革に伴い、「公益財団法人」化に向けて作業を進めて参りましたが、昨年12月8日に茨城県知事から認定書の交付を受け、「公益財団法人茨城県暴力追放推進センター」として事業を開始する運びとなりました。

これも偏に、茨城県を始め茨城県警察や当センター役員の皆様方のご指導の賜でございます。ここに改めまして衷心より感謝申し上げる次第でございます。

ところで、暴力団情勢につきましては、これまで暴力団は、時代の変遷に伴い変貌を遂げながら、県民生活の安全・安心を脅かしておりますが、暴力団対策は、警察による厳しい検挙活動と県民一人ひとりの高い暴排意識とが相まって、相当な成果を挙げて参りました。

しかしながら、まだまだ最近の暴力団は暴力団対策法逃れのため、暴力団構成員の潜在化、不透明化が進む中、政治・社会運動団体等に成りすまし、企業対象暴力や行政対象暴力へと資金源活動の中心を移し、県民の日常生活に多大な脅威と不安を与えているところであります。

このように大きく変貌する暴力団情勢に的確に対処するため、県警察では、本年4月1日からの暴力団排除条例の施行をはじめ様々な対策を検討されており、その効果が大きいと期待されているところであります。

今日の暴力団対策は、「警察対暴力団」から「社会対暴力団」という構図の下に推進されていくことが極めて重要であり、社会が一体となって暴力団を追放し排除するという大きな力が必要であります。

当センターにおきましては、暴力団追放運動の中核的組織として各地域・職域の暴力団排除組織、暴力団排除運動への支援活動を積極的に推進して、「暴力団のない安全で安心できる明るい茨城県」を目指して参りたいと考えておりますので、今後とも更なるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



## 第32回 地域安全・暴力追放茨城県民大会の開催

平成22年「全国地域安全運動」の一環として、地域安全・暴力追放に資する団体などの活動強化と相互の連携を図り、犯罪・事故及び災害のない安全で安心できる地域社会の実現を目指し、茨城県警察本部・茨城県防犯協会・茨城県暴力追放推進センターの共催による県民大会が昨年10月8日、水戸市の県民文化センターで、県内各地の暴排関係者、防犯連絡員など約1,500人参加のもと開催されました。

大会は、国歌斉唱の後、共催の茨城県防犯協会 人見實徳理事長、茨城県暴力追放推進センター 幡谷祐一理事長、茨城県警察本部 杵渕智行本部長の挨拶で始まり、来賓を代表して、茨城県生活環境部長 栗田則夫 氏の挨拶がありました。

次に表彰に移り、地域の安全に貢献してきた個人、団体、ポスター入選者等が表彰されました。



### ○暴力追放功労団体 1団体

結城信用金庫（理事長 長沢 廣）様

### ○暴力追放功労者

古河地区	斎 藤 一 恵 氏（古河地区暴力団対策協議会役員）
ひたちなか東地区	高 田 亥 助 氏（暴追センター賛助会員）
鹿嶋地区	濱 田 孝 男 氏（鹿嶋地区暴力団追放連絡協議会）
水戸地区	藤 崎 和 則 氏（茨城県民暴対策委員会副委員長）
水戸地区	島 村 宏 氏（茨城県警備業協会会長）
つくば中央地区	山 田 守 氏（茨城県宅地建物取引業協会会長）
筑西地区	宮 城 則 之 氏（暴追センター賛助会員）
笠間地区	鯉 淵 四 郎 氏（暴力追放ヘルパー）
高萩地区	小野瀬 廣 喜 氏（暴力追放ヘルパー）

### ○関東管区暴力追放功労団体・暴力追放功労者表彰

#### ※暴力追放功労団体

茨城県建設業暴力追放推進協議会（会長 岡 部 英 男）様

茨城県損保警察連絡協議会（会長 佐 藤 康 宏）様

#### ※暴力追放功労者

水戸地区 秋 山 安 夫 氏（茨城県弁護士会会長）

古河地区 岡 本 重 男 氏（古河地区暴力団対策協議会副会長）

## 平成22年度 全国暴力追放運動中央大会の開催

全国暴力追放運動推進センター、都道府県暴力追放運動推進センター、警察庁及び都道府県警察が共催する「平成22年全国暴力追放運動中央大会」が昨年12月6日、東京都港区元赤坂の「明治記念会館」で開催されました。

大会は、午後2時から同会館二階「富士の間」において、全国暴力追放運動推進センターの岡田会長、警察庁の安藤長官等の挨拶があった後、来賓の岡崎トミ子国家公安委員会委員長、宇都宮健児日本弁護士会会長から祝辞があり、その後、司会者から内閣総理大臣のメッセージが朗読されました。



次に表彰式に移り、全国各都道府県において暴力追放に功労があった個人、団体等に対し表彰が行われました。

表彰は、暴力追放功労者（暴力追放栄誉金章11名、暴力追放栄誉銀章19名、暴力追放栄誉銅章38名）、暴力追放功労団体表彰11団体、暴力追放功労特別表彰1個人1団体、暴力追放功労職員23名、感謝状授与1個人1団体、暴力追放運動用ポスター・標語最優秀賞表彰2名が受賞されました。

本県からは、長年暴力追放に貢献されてきました



暴力追放功労者栄誉銅章

太子地区

（茨城県保護司会連合会会長） 池田 数和 氏

暴力追放功労特別表彰（団体）

結城信用金庫（理事長 長沢 廣 氏が受賞）



暴力追放功労職員

茨城県暴力追放推進センター 滑川 敏夫 氏



安藤長官から受賞される長沢理事長

の方々が受賞の栄に浴されました。おめでとうございます。

表彰終了後、大会宣言が読み上げられ、その後警視庁音楽隊による演奏、北九州市総務市民局安全・安心担当理事 原田 大助 氏 による「北九州市における暴力団排除対策について」と題する記念講演があり、大会を終了しました。



# 暴力に 打ち勝つ力 地域力

茨城県警察本部 組織犯罪対策課

## 暴力団情勢

暴力団は、従来の暴力的威力を背景とした資金獲得活動のほか、組織実態を隠蔽し合法的な企業活動を装うなどその活動をますます多様化させ、県民の生活や社会経済活動に大きな脅威を与えている状況にあります。

また、暴力団は、けん銃を使用した凶悪な事件を起こしたり、覚せい剤等の薬物を密売するなど、社会生活に大きな不安と脅威を与えています。

## 暴力団の勢力等

茨城県内の暴力団勢力は、平成22年末現在115組織、暴力団構成員等約1,630人を把握しています。

県内の指定暴力団は、松葉会（43%）、住吉会（26%）、六代目山口組（20%）の3団体で全体の9割近くを占め、その他に極東会、稲川会を把握しています。この中でも六代目山口組は、勢力拡大が顕著であり警戒を強めています。

## 暴力団取締り状況(平成22年中)

### 事件検挙

県警では、平成17年に警察本部内に「組織犯罪総合対策推進本部」を設置し、県民や事業者の生活に脅威を与えている暴力団を壊滅すべく、真に効果的な打撃を与えるための総合的な取締りを推進しています。

昨年中における暴力団員の検挙人員は、678人（前年比+54人）であり、刑法犯が約58%、特別法犯が約42%であり、前年と比較して粗暴犯、窃盗犯、覚せい剤取締法違反が大きく増加し、凶悪犯、知能犯は減少しました。

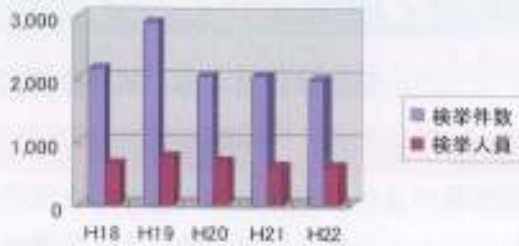
### 主な検挙事件

- |                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| ・松葉会系暴力団組員らによる暴力行為等違反事件          | 4月（中央署）  |
| ・松葉会系暴力団組長らによる組織犯罪処罰法違反事件        | 5月（鹿嶋署）  |
| ・住吉会系暴力団組員による組織犯罪処罰法違反事件         | 6月（水戸署）  |
| ・住吉会系暴力団組長による詐欺事件                | 8月（結城署）  |
| ・九州誠道会系暴力団組長らによる電磁的公正証書原本不実記録等事件 | 10月（鹿嶋署） |
| ・山口組系暴力団組員による恐喝未遂事件              | 12月（古河署） |

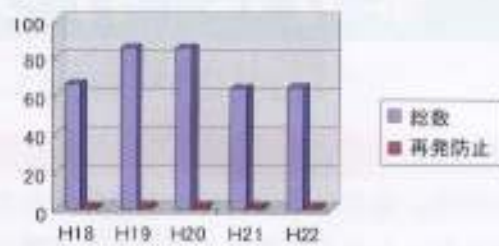
### 暴力団対策法に基づく行政命令

暴力団対策法に基づく行政命令は66件（前年比+2件）発出しています。内訳は、中止命令が64件、再発防止命令が2件であり、金品を要求する暴力的要求行為事案が8割強を占めています。

暴力団犯罪の検挙推移



行政命令発出の推移



## 暴力団排除活動の推進

暴力団を社会から排除する運動は、関係機関と連携した資金獲得活動の封圧、職域及び地域における暴力団排除活動、行政機関及び企業に対する不当要求の排除、暴力団事務所の撤去運動など、暴力団排除気運が大きな盛り上がりを見せています。

県警では、暴力追放推進センターをはじめ、県弁護士会、各業界等と一体となって、暴力団排除活動を推進しています。

### 公共事業等からの暴力団排除

#### 公共工事からの排除

平成19年に、公共工事に関し、暴力団構成員等から不当な介入を受けた場合に警察への通報及び発注者への報告を義務付ける等の通報報告制度が導入され、県警と茨城県との間で協定書を締結し暴力団排除を行っています。

平成22年には、建設業許可申請に際し、虚偽記載をした六代目山口組系組長らを逮捕し、市・県及び関東地方整備局に通報を行い、指名停止処分及び建設業の取消処分としました。

#### 公共施設からの排除

地域住民の福祉の増進を目的とする公共の施設について、利用者の安全確保と暴力団等の威力誇示や利益の獲得、又は組織維持のために利用されるのを防止するため、43市町村において、暴力団排除条項のある条例等が制定され暴力団排除が行われており、平成22年には、市の施設において暴力団の資金獲得と認められる組織葬の申込みを拒否し、排除が行われました。

#### 公営住宅からの排除

警察では、茨城県の他、公営住宅を有する全ての町村と公営住宅から暴力団を排除するための協定書を締結しており、平成22年には、協定に基づいた情報交換により、県営住宅に入居申請を行った暴力団組員1名を排除しています。

#### 生活保護からの排除

警察では、県保健福祉部との間において生活保護受給者からの暴力団排除に関する協定書を締結しており、平成22年には、協定に基づいた情報交換を行い、11人の暴力団を排除しています。

## 茨城県暴力団排除条例の施行

平成23年4月1日に茨城県暴力団排除条例が施行となります。

本条例は、暴力団を「恐れない」「資金を提供しない」「利用しない」こと、及び誰も暴力団と社会的に非難されるべき関係を持たないことを基本理念として、県、県民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進するものです。

社会全体の力で暴力団を排除しましょう。

### おわりに

暴力団のことで困ったことが起きたときは、一人で悩むことなく、早期に暴力追放推進センターや最寄りの警察署に相談してください。

社会全体で暴力団を排除しましょう!!



## 暴力相談 Q & A



### 工事の下請けを強要される

公共工事を受注したところ、暴力団〇〇会〇〇組と名乗る者他1名が訪れ、「A社に工事の下請けをさせろ」と要請してきたので、断ったところ「社長に会わせろ、下請けをさせないのなら何らかの対応があるだろう」等と押し掛けてきたり、電話をしてこられ困っています。どうしたらよいか。



### 「不当要求は断固拒否」

最近、暴力団を名乗ってこのような要求をしてくることは珍しく、エセ右翼・エセ同和を名乗って来るのが普通です。

このような行為に対する基本的な心構えとしては、脅かしや嫌がらせに屈することなく不当な要求は断固として拒否することです。

その場しのぎの安易な妥協をしたり、無理な約束をすとかえって付け込まれることになりま

「業界の申し合わせもあり、警察からも厳しく指導されておりますので、そのような要求には応じられません。また、申し入れがあった場合には警察に通報するよう指導されております」

等ときっぱり断ることです。

### 「相手の特定」

相手を特定する必要があります。組名、住所、氏名、電話番号、人相特徴、車のナンバー等を確認するとともに、会話内容等を録音又はメモして置いてください。

相手が脅迫的な言動をしたり、脅迫的な言動で金を要求したり、脅迫又は暴行を加えて義務のない行為をさせたり、退去を要求しても帰らない場合には、脅迫罪、恐喝罪、強要罪、不退去罪等が成立する可能性がありますので警察署に届けてください。

### 「中止命令の対象」

相手が指定暴力団であり、指定暴力団の威力を示し、建設工事等について受注者や受注者が拒絶しているにもかかわらず、業務の全部又は一部の受注や物品の納入、作業員の受入れ等を要求する行為は、暴力団対策法に規定する不当下請等要求行為に該当し、公安委員会の中止命令の対象ともなりますので、警察署刑事課に相談してください。

## 1

### 不当要求防止責任者講習

#### ～あなたの事業所を暴力団等から守るための講習です～

暴退センターでは、茨城県公安委員会（警察本部）から委託を受けて、暴力団等による不当な要求に対する被害を防止するために、各事業所の担当者（不当要求防止責任者）に対し、責任者講習を行っています。

講習では暴力団に関する情報の提供、暴力団等の不当要求に対する対応要領（暴力団撃退のノウハウ）のほか、暴力団対策法の解説などを行っています。



講習を終了すると受講修了書等が交付されます。



#### 責任者講習受講の流れ

- 1 事業所ごとに不当要求防止責任者を選出し、「責任者選任届」を所轄警察署（刑事課）に提出してください。
- 2 届出をされると公安委員会より受講会開催の日時、場所が約1ヶ月前に通知されます。～受講料無料～
- 3 選任時講習を受講します。受講を受けた方には「受講修了書」を交付いたします。
- 4 選任時講習受講者には、3年毎に定期講習が行われます。

## 2

### 賛助会員の募集について

#### ～多くの方の入会をお待ちしています～

公益財団法人茨城県暴力追放推進センターでは、暴力団排除活動に賛同して下さる「賛助会員」を募集しています。

#### 賛助会員費

- 団体（1口） **20,000円**
- 個人（1口） **5,000円**

#### 特典

当センター発行の機関紙、会員証その他の資料をお送りします。

#### 入会申込み

事務局

**（公財）茨城県暴力追放推進センター**

〒310-0011

水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎3階

TEL 029-228-0893 FAX 029-233-2140

